



1月16日～2月14日

2019年1月 No.162

ポルトガル語版

広報いわた 1月号 (日本語訳)

総住民数 170,145人  
ブラジル人 4,481人  
2018年11月末日

◆◆◆ 磐田市では「心と心の通い合うまち」を進めています ◆◆◆

磐田市イメージキャラクター ひっぺい

2月は児童手当支給の月

- ▶ 支給日： 2月8日（金）
- ▶ 支給該当月： 児童手当 10月～1月分
- ▶ 支給方法： 指定口座へ振り込み（支給日の午後4時以降に入金をご確認ください）

問い合わせ先：子育て支援課(i プラザ) Tel：0538-37-4896 Fax：0538-37-4631

市営住宅の入居者を募集

募集团地	部屋タイプ	戸数	応募可能な世帯人数
北野団地	3LDK	6	3人以上
二番町団地	3DK	1	2人以上
再開発住宅	3LDK	5	3人以上
東大久保団地	2DK	1	1人以上

- ▶ 受付期間：平成31年1月28日(月)～2月1日(金)
- ▶ 申込：直接、建築住宅課（西庁舎2階）へ応募資格や提出書類など、詳しくは問い合わせ先に連絡してください。

問い合わせ先：建築住宅課 Tel：0538-37-4851 Fax：0538-33-2050

確定申告の受付が始まります

平成30年分の所得税の申告と納税は3月15日（金）までです。下記の会場では、申告書等作成に関するアドバイスが受けられます。（申告書等はご自身で作成していただきます。）

なお、会場には通訳がないので、日本語を話せる人と来てください。

- ▶ 開設場所：磐田市文化振興センター2階大会議室  
所在地：二之宮東3-2（磐田市民文化会館西隣り）
- ▶ 開設期間：平成31年2月18日（月）～3月15日（金）※土・日曜日を除く
- ▶ 開設時間：午前9時～午後5時（受付終了時間：午後4時）  
会場の混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。
- ▶ 持ち物：筆記用具、はんこ、在留カード、源泉徴収票、マイナンバーカード  
【還付金がある方】  
申告者本人の口座の番号、名義が記載されている部分の通帳のコピー  
【扶養親族がいる方】  
＜扶養親族が日本に居住する場合＞扶養する親族の在留カード等のコピー  
※扶養控除等の対象となる親族とは、生計を一とし、かつ、所得金額が38万円以下の者をいいます。  
＜扶養親族が日本国外に居住する場合＞ ①戸籍謄本や婚姻証明書、出生証明書  
②送金証明（扶養親族それぞれに必要）  
※①、②ともに日本語訳を添付  
※扶養控除等の対象となる親族とは、生活費又は教育費に充てるための送金を行っている者をいいます。
- ▶ その他：上記の期間中、磐田税務署では申告相談等を行いません。  
◎申告書にはマイナンバーの記載が必要です。

問い合わせ先：磐田税務署 Tel：0538-32-6111

※税務署では電話受付を自動音声により案内しています。ご用件に応じて番号を選択してください。

市税等納期限

- ・固定資産税（4期）
- ・国民健康保険税（8期）

2月28日（木）

## 平成31年度軽自動車税のお知らせ

## ◎バイク・軽自動車等の廃車・譲渡などの手続きはお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在に車両を所有している方に対し、定置場（保管しておく所）のある市町村が課税します。4月2日以降に廃車または名義変更を行っても、月割り計算での還付はなく、その年度の税金は、全額納めていただきます。

廃棄・盗難・譲渡等により車両を所有していない場合は、車種に応じて各機関で廃車や名義変更の手続きを3月末までに行ってください。なお、手続きを代理人に委任した場合は、手続きが完了していることを必ず確認してください。

## ●原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車

内 容	必要なもの	手続場所
廃車（転出）	①ナンバープレート ②はんこ ③本人確認書類（※） ④標識交付証明書	市税課（本庁舎1階）、または各支所 市民福祉グループ
名義変更	①ナンバープレート（標識を変更する場合） ②はんこ ③本人確認書類（※） ④譲渡証明書 ⑤標識交付証明書	

（※）本人確認書類とは、有効期限内の官公庁発行の顔写真つき証明書などです。（在留カード、運転免許証など）

・代理の方が手続きする場合は、委任状が必要です。

## ●軽四輪車・125cc超の二輪車など

車種区分	手続場所
・軽自動車（三輪・四輪）	軽自動車検査協会静岡事務所浜松支所 浜松市東区貴平町 563 ☎050-3816-1777
・軽二輪（125cc超～250cc以下）	軽自動車協会連合会静岡事務所浜松支所 浜松市東区貴平町 567-2 ☎053-435-4001
・250cc超の二輪車 ・浜松ナンバーの小型特殊自動車	静岡運輸支局浜松自動車検査登録事務所 浜松市東区流通元町 11-1 ☎050-5540-2052 ※県外転出などで登録を抹消した場合は、磐田市市税課へも届出をお願いします。

\*手続きに必要なものについては、各機関にお問い合わせください。

## ◎3輪以上の軽自動車の税率に関するお知らせ

・**グリーン化特例が2年延長**され、一定の環境性能を有する車両の税率が軽減されます。対象となるのは、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに新車登録をした車両で、**平成31年度に限り**、その性能に応じて、特例の適用を受けます。なお、平成30年度に軽減を受けた車両は、平成31年度の軽減はありません。詳細は、お問い合わせください。

・平成28年度税制改正により、車両の最初の登録から13年を経過した車両（電気自動車等を除く）に重課税率が適用されています。**平成31年度に重課税率の対象となるのは、自動車検査証（車検証）に記載されている初度検査年月が平成18年3月以前の車両です。**

（例）軽四輪乗用自家用で初度検査年月が平成18年3月の車両の軽自動車税  
平成30年度 7,200円 ⇒ 平成31年度 12,900円

## ◎ご注意ください！

・小型フォークリフト・農耕作業用トラクターなどの小型特殊自動車は、公道を走行しなくても、所有していればナンバープレートをつけなくてはなりません。未登録の方は、市税課または各支所市民福祉グループで手続きをしてください。

・原動機付自転車は、使用していなくても所有していれば、課税対象になります。未登録の方は、市税課または各支所各支所市民福祉グループで手続きをしてください。

## 支所の各種手続きを本庁舎に集約

平成31年4月から、支所の各種手続きの一部を本庁舎へ集約します。

集約先	集約する手続き
<b>市民課</b>  Tel: 0538-37-4816 Fax: 0538-37-2871	婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁・子の入籍等の戸籍届出の受け付け ※出生・死亡・転籍のみ、平日の開庁時間に限り、引き続き支所で受け付けします。(夜間・休日については、総務課欄を参照) ※外国籍の方の届出は本庁での扱いとなります 戸籍届書記載事項証明発行・戸籍届出と同日請求の受理証明発行 死産届の受付・胎盤等の焼却申請による火葬許可証発行
<b>市税課</b>	
<b>諸税管理グループ</b> Tel: 0538-37-3767 Fax: 0538-33-7715	証明発行(法人市民税の納税証明書・法人の市税完納証明書・所在地証明書)
<b>市民税グループ</b> Tel: 0538-37-4826 Fax: 0538-33-7715	市民税申告の受け付け ※前年中に収入がなかった方の申告に限り、引き続き支所で受け付けします。
<b>土地グループまたは家屋グループ</b> Tel: 0538-37-4809 Fax: 0538-33-7715	固定資産の縦覧(4～5月のみ)・間取り図の閲覧・償却資産申告の受け付け
<b>国保年金課</b> Tel: 0538-37-4833 Fax: 0538-37-4723	国民年金の請求手続きのうち、老齢基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、未支給年金、死亡一時金等の受け付け
<b>総務課(本庁舎宿日直)</b> ※本庁舎宿日直室の連絡先 Tel: 0538-37-2111(夜間・休日のみ)	支所宿日直で受け付けていた、すべての戸籍届出の受け付け ※豊岡支所は出生・死亡(休日午前8時30～午後5時)の戸籍届出のみ、引き続き受け付けします ※外国籍の方の届出は開庁時間の扱いとなります

詳細については、集約先の各課へお問合せください。

問い合わせ先：総務課 Tel: 0538-37-4803 Fax: 0538-37-4829

## 市役所本庁舎電話交換機の更新工事

- ▶ **内容**：2月9日(土)～2月11日(月・祝日)の期間に、市役所本庁舎内の電話交換機を更新します。更新作業中は市役所本庁舎、西庁舎の電話は使用できません。  
更新作業期間中、夜間休日窓口(通常電話番号 37-2111)に御用の方は仮設電話(仮設電話番号：37-2851)に連絡してください。  
ご不便をおかけしますがご理解、ご協力をお願いします。
- ▶ **作業期間**：2月9日(土)～2月11日(月・祝日)
- ▶ **作業場所**：磐田市役所本庁舎内

問い合わせ先：財政課 Tel: 0538-37-4804 Fax: 0538-37-4876

いわたホットライン：携帯電話やパソコンなどでポルトガル語の情報を受け取りましょう！

磐田市からのお知らせや、救急医療機関・イベント情報を配信するシステムです。登録手順は、こちらをご覧ください <http://www.city.iwata.shizuoka.jp/languages/portuguese/1005523.html>。

◆問い合わせ：地域づくり応援課 Tel: 0538-37-4811 / Fax: 0538-32-2353



スプレー缶の出し方を再確認 中身は使い切って専用コンテナへ

▼スプレー缶の穴開けは不要です

カセットコンロなどで使用するカセットボンベやスプレー缶は、穴開け時の発火事故を防ぐため、平成29年4月から穴開けは不要です。スプレー缶をごみ集積所へ出す際は、必ず中身を使い切ってから、穴を開けずにスプレー缶専用コンテナへ出してください。

ご理解・ご協力をお願いします。

▼中身が残っているときは

付属のガス抜きキャップや石、コンクリートなどを利用して先端ノズルを押し込み、中身を完全に出し切ってください。缶を振ったときに「シャカシャカ」という液体音がしないことを確認してから捨ててください。



・屋外の風通しの良い場所で行いましょう  
・近くに火の気のないことを確認しましょう

※気分が悪くなったら、直ちに作業を中断してください

▼スプレー缶を捨てるときは

穴開けは不要です



- ①必ず缶の中身を使い切ってください
- ②「空き缶」の回収日にごみ集積所のスプレー缶専用コンテナへ出してください



▼回収されたスプレー缶について

収集運搬時の発火事故を防ぐため、スプレー缶はつぶさずに運ばれ、専門業者で安全に処理されています。

問い合わせ先：ごみ対策課（クリーンセンター内）Tel：0538-37-4812 Fax：0538-36-9797

夜間・休日急患診療

★急患センターでの診療は急で比較的軽い症状の受診になります。

▶ところ：磐田市急患センター（上大之郷51）Tel：0538-32-5267



	日曜・祝日・年末年始	毎日
診療時間	9:00~12:00 ・ 14:00~17:00	19:30~22:30
診療科目	内科・小児科・外科	内科・小児科 ★夜間の外科診療はできません

※上記の時間以外は、磐田市立総合病院へ

2月の休日救急歯科診療

▶診療時間/9:00~12:00

3(日)	木瀬歯科医院	磐田市森下30-2	0538-35-4803
10(日)	鈴木歯科クリニック	磐田市豊岡6801-1	0538-66-8148
17(日)	磐田市立総合病院歯科口腔外科	磐田市大久保512-3	0538-38-5000

★休日救急歯科診療は医師の都合などで変更することがあります。

確認は、磐田消防署ダイヤル医療情報 Tel：0538-37-0124 へ。

地域連携小児休日診療

担当医師：鈴木 東洋

▶とき：2月24日(日) 10:00~12:00

▶ところ：磐田市立総合病院（大久保512-3）Tel：0538-38-5000



発行：磐田市役所 地域づくり応援課 地域支援グループ Tel：0538-37-4811

広報広聴・シティプロモーション課 Tel：0538-37-4827 〒438-8650 磐田市国府台3-1

★磐田市役所のいろいろな取り組みのひとつとして、広報いわたを通じて、日常生活に必要な情報をポルトガル語で提供しています（インターネットでもご覧になれます：<http://www.city.iwata.shizuoka.jp/languages/portuguese/info/index.html>）

広報をよりよくしていくために、みなさまの声をお聞かせください：[chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp](mailto:chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp)